

徳川光圀の『大日本史』編纂の学問的目的

北朝正統論をめぐって

吉田俊純

What did Tokugawa Mitsukuni Solve in “Dainihonshi” (The History of Great Japan) ?

Toshizumi YOSHIDA

Abstract

Historians say “Mitsukuni insisted that the South dynasty was the legitimate successor to the throne”. And people believe that is so. But, when we calmly read Dainihonshi, we understand: Mitsukuni accepted that the North dynasty was superior on morality. So he accepted that the North dynasty was the legitimate successor to the throne. We can confirm it by “Reigiruiten” (The Record of Ceremonies in Court) and “Fusoshuyoshu” (The Selected Works of Japanese Literature), that he also edited.

Mitsukuni accepted basically that the South dynasty was the legitimate successor to the throne. But fundamentally, the North dynasty was right. Since the emperors failed to mistaken policies and to anti-moral behaviors, the bakufu was formed to protect people. But the South dynasty wanted to be the government, and to deny bakufu (The government of bushi). Thus and the South dynasty fell. On the other hand, North dynasty which was superior on morality, gave the power of the state to the bakufu, and continued. Thus the bakufu built up the foundation.

一 問題の所在

徳川光圀が、なぜ『大日本史』を編纂するようになったかは、古くから正徳五年（一七二五）に大井松隣の手になる「大日本史叙」によって、正保二年（一六四五）一八歳の時に「史記」の「伯夷伝」を読んで感動したことに求められた。しかし、この説は史料批判上、大きな問題があった。すなわち、これより早く書かれた光圀に関する伝記、正伝といえる「義公行実」や「桃源遺事」、そして、「義公遺事」・「玄桐筆記」には、修史の志を立てたことは記されず、ただ兄を越えて嗣子となった光圀が、兄の子に家督を譲ることを決意したことと、以後学問に励むようになったことが記されているだけだからである。このために近頃は、光圀の『大日本史』編纂の始まりを、正保二年とは直ちに認めなくなっている。しかし、これらの学説に欠けていた問題点は、光圀はいつ、いかなる目的で『大日本史』を編纂することを決意したのかということであった。光圀は、これらの事を明言していないのである。

これに関して私は、「徳川光圀の立志と『大日本史』編纂目的」⁽¹⁾を表わした。そこで私は関連史料を駆使して、松隣の叙述は「臆度」に過ぎないことを明らかにした。そして、兄の子に家督を譲ることを決意した光圀は、それを確かに実行するために、子孫を作ることも断念した。しかし、この決断は儒者であった光圀にとって大きな矛盾をもたらした。儒教は何よりも家の連続、繁栄を願う思想であるから、子孫がいけないということは、本人の非道徳性のためだとの考えが強く存在したからである。そこで光圀は名を残すこと、もちろん美名を残すために、道徳性を是非するが故

に本来は聖人が編纂すべき紀伝体の書を編纂することによって、さらに孔子の六経にならって『大日本史』をはじめとする諸書を編纂することによって、聖人「孔子の名を得ようとしたと論じた。

光圀の『大日本史』編纂の個人的な目的が、聖人の名を得ることであったとの私の学説は十分尊重されるべきである。ところで、視点を変えて、光圀は南北朝の合一で終わる『大日本史』を編纂することによって、何を明らかにしようとしたのであろうか。その研究目的は何であったのかが問われなければならない。

このことに関しても、私はかつて論及したことがある。⁽²⁾そこでは、安積澹泊の「大日本史論贊」に着目した。なぜならば、持明院統初代の後深草は聖人である周の文王に比せられているのに対して、大覚寺統初代の龜山は徳の足りない「驕泰」な天皇と評価されているからである。この対照的な評価は、表面的には南朝を正統と認めた光圀であったが、より巨視的には道徳的に優越した持明院統「北朝のほう」が、本来より正統な皇統であるとみていたことを意味する。そして、道徳的に優越した北朝に皇統が帰一し、武家政権が揺るぎなく確立したことを『大日本史』は結論づけている。これらのことから、光圀の『大日本史』編纂の学問的目的は、名分上本来ありうべからざる武家政権が成立した理由を、名分論の立場から合理化することにあつたと指摘した。

右の私の学説もかなり尊重されなければならないと私は考えるが、論証の上からは不備なものでしかなかった。第一に、この論稿は私の著作の一章「水戸学概観」の一節に過ぎないので、論鋒は鋭いがより広汎な史料的な裏付けが求められることである。そしてそれ以上に、澹泊の「大日本史論贊」に依拠していることである。

澹泊は寛文五年（一六六五）一一歳の時に、将来を期待されて選ばれて朱舜水の門人になった。天和三年（一六八三）に彰考館に編集として入館して以来、光圀の意を体して編纂に従事したと云って過言ではない。元禄六年（一六九三）には総裁になった。同一三年の光圀の死亡後も、光圀時代の優秀な人材が次々と失われていくなかで、正徳四年（一七一四）まで総裁を勤め、『大日本史』の紀伝を完成させた。その後は形式的には隠居の身であったが、元文二年（一七三七）八三歳の死に至るまで、『大日本史』の改訂作業の中心であった。

『大日本史』紀伝は正徳五年（一七一五）に完成した。この後の最大の課題の一つは、朝廷と幕府への献上であった。献上を可能にするために澹泊らは光圀の死後、名分論的厳格さを緩和している。宝永五年（一七〇八）には光圀の認めなかつた將軍を立てた。將軍の特種な地位を認めたのである。かくして南朝から將軍に任命されたのではない、足利尊氏と義詮も將軍に納められた。正徳五年には清華家の西園寺家の祖先である藤原公宗伝を、叛臣伝からはずした。享保五年（一六二〇）には頼朝の父の源義朝伝を、叛臣代からはずした。³そして、元文元年（一七三六）には北朝五主の名を目録に明記するように改めた。紀伝体の書では目録を一見すれば、各人の道徳的評価が理解できるように構成されているからである。

「大日本史論贊」は、こつした名分論的厳格さを緩和しているさなかの享保元年（一七一六）に書かれたものである。それ故に、澹泊は光圀の意を体して仕事をしたといっても、それを直に承認することは出来ない。むしろ南朝正統論の根底に北朝正統論が伏在することは、光圀の思想ではなく、朝廷と幕府への献上を成功させようとした澹泊の思想的な折衷の努力の反映とみなすこと

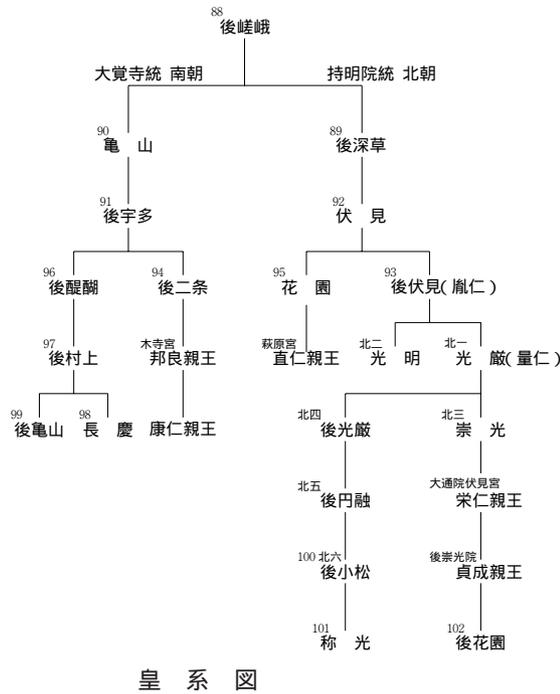
のほうが、無難な見解といえる。事実『大日本史』は享保五年に幕府に献上されたが、前期の段階では遂に朝廷に献上することは出来なかつた。理由は勿論南朝正統論にあつた。

私は、兄の子に家督を譲ることを決意した光圀の思想の核心は、北朝正統論の論拠である長幼の序であることもふまえているのであるが、やはり澹泊の「大日本史論贊」に依拠した私の旧稿は、右の批判を浴びざるを得ないのである。しかし、南朝正統論を主張した光圀の思想の根底に、北朝正統論が厳存したことは確かな事実である。そこで本稿は、『大日本史』をはじめとする光圀が編纂した諸書によつて旧稿を補強し、このことを確認しよう。そして、光圀の『大日本史』編纂の学問的目的が、本来名分上ありうべからざる武家政権の成立を、名分論の立場から合理化することにあつたことを、改めて確認しよう。

二 『大日本史』にみる北朝正統論

『大日本史』は尊王の書といわれる。その最大の理由は、名分論によつて皇統を正潤した三大特筆、すなわち、神功を后妃とし、大友を天皇とし、南朝を正統としたことにある。なかんずく南朝正統論の意義は大きい。しかし冷静に『大日本史』を読むならば、『大日本史』は南朝正統論であるとは単純にいけない書であることが理解される。むしろ北朝正統論の書なのである。このことを安積澹泊の「大日本史論贊」を中心に考察し、それが光圀の思想と矛盾しないことを確認しよう。

なお紀伝体における論贊とは、史料に基いて直書された本文を、儒教理論に基いて要約したものである。『大日本史』の百王本紀は、光圀の生前の元禄一〇年（一六九七）に完成していた。群臣



皇系図

列伝は光圀死亡の元禄一三年の時点で、最初の五冊は完成し、残り草稿がほぼ出来上がった段階であった。従って「大日本史論賛」は、特に本紀においては疑いもなく、光圀の承認した『大日本史』の内容を、理論的に要約したものであるといえる。いいかえれば、光圀の歴史観を表明しているといえるものであるはずなのである。

1 後深草・龜山両天皇の評価について

「大日本史論賛」を読むと、持明院統の初代後深草と大覚寺統の初代龜山との評価が、あまりにも対照的なのに驚かされる。すなわち、「後深草天皇紀の賛」には、次のように書かれている。⁽⁵⁾

賛に曰く、詩に周の文王の徳を美として曰く、「人君と為り

ては仁に止まり、人子と為りては孝に止まる」と。帝の君徳の至れること、孝友の篤きこと、祖皇の美に媲ぢざれども、文王の化を施すこと能はざりしは、時勢、之をして然らしむるなり。狂賊、不軌を謀るに及びて、龜山法皇、自ら明らかにすること能はず、誓書を北条時宗に賜ふに至れるは、窘しむも亦甚だし。藤原公衡の議、未だ非と謂ふ可からざれども、帝の孝友の言、至誠に発す。遂に法皇をして、牆に闚ぐの讖を免れしめ、浮言飛章も、亦従ひて銷滅す。「肅ならずして成り、嚴ならずして治まる」と謂ふ可し。豈、孝道の大なるに非ずや。帝、一院の旨を承けて、天下を皇太弟に伝ふるも、太弟、弟たるの道を尽すこと能はず。帝は躬自らに厚くして、薄く人を責む。其の含弘光大の徳、豈、美ならずや。

これに対して、「龜山天皇紀の賛」には次のように書かれている。⁽⁶⁾

賛に曰く、帝王の徳は仁孝より大なるは莫く、材芸は貴ぶ所に非ざるなり。而るを況や膂力をや。材芸・膂力ありて、徳の以て輔くる無きは、此れ後鳥羽帝の禍を速きし所以なり。帝、既に位を遜りて、後院別当を置き、以て新院を庄するは、此れ誠に何の心ぞや。北条時宗、新院の旨を承けて、伏見帝を立つるに及び、則ち帝、快々の心無きこと能はず。能く前代の覆轍に鑑みて、其の材武を耀かさずと雖も、孝友仁恕の徳、足らざる所あり。其の由る所を推せば、一院、偏愛に牽かれて、鳩鳩の平均を念はず、僅かに長講堂領を以て、新院の供給に資す。而して帝の驕泰、習、性と成る。蓋し亦馴致する所有り。

右にみたように、後深草は聖人の周の文王に比せられている。文王は単に聖人たるにとどまらない。韓退之が、文王が殷の暴君紂王のために美里に幽閉された時の忠誠心を「拘幽操」に詠って

以来、その詩は人臣の理想を詠ったものとして、広く人口に膾炙した。当時文王は道德的に理想的な人物として、高く評価されていたのである。後深草には、最高の讃辞が与えられているのである。これに対して亀山は、徳の足りない、驕泰な天皇であると述べられている。評価は全く逆で、最低である。しかし、この二人の評価は少なくとも『大日本史』との関連で、正しいといえるであろうか。

後深草が最高の評価を与えられたのは、「狂賊」一件からである。この一件は正応三年（一二九〇）甲斐の人浅原為頼が子二人と共に、後深草の子伏見の宮中に武装して乱入し、天皇を求めたが得られず、警固の武士に囲まれて自殺した事件である。「後深草天皇紀の贊」によると、この件に関して亀山は弁明できず、誓書を北条時宗に提出して苦境に陥った。そこに公衡の議が出されたが、後深草の「孝友の言」が発せられて、事件が解決したと理解される。ここでは、事件解決に後深草の一言が大きく作用したと評価できる。はたして、そうなのであるか。

「後深草天皇紀」の本文には、次のように記されている。⁷⁾

浅原為頼逆を謀る。衆論喧然たり。以て謂へらく、「実に亀山法皇の使わす所なり」と。権大納言藤原公衡、帝に法皇を六波羅に遷すことを勧む。帝潸然として曰く、「浮言信じ難し。何ぞ遽に此に至れるや。先帝にして知ること有らば、將た朕何をや謂はん」と。事、亦尋で釈く。

ここでは浅原は亀山が放ったとの噂の流れたことが記され、次で公衡の議と後深草の「孝友の言」とが具体的に述べられている。後深草はなき父後嵯峨のことを思い、亀山を六波羅に移送することとに反対したのであった。そして、注目すべきことは、この発言が贊文のように事件解決に大きく作用したとは書かれていないこ

とである。「事、亦尋で釈く」であって、むしろ消極的である。そして、亀山の苦境がいつの時点であったのかも書かれていない。これはどの時点であったのであろうか。「亀山天皇紀」には、次のように記されている。⁸⁾

伏見帝の立つや、固より帝の本意に非ず。是れ以て樂します日を涉る。適、狂賊浅原為頼入りて宮闈を犯す。時論、帝の使わす所と疑ふ。帝甚だ安ぜず。誓書を北条貞時に賜ひ、以て白にす。⁹⁾

ここでは亀山が、兄後深草の子伏見が天皇になったことに不満の日々を送っていた時に、浅原の事件が起きたために、亀山が派遣したと疑われた。そこで亀山は、北条貞時に誓書を送って身の証を立てたと述べるにとまる。注目すべきは、問題解決に後深草の発言が記されていないことである。なお「亀山天皇紀」では、亀山が誓書を提出したのは北条貞時となっているが、「後深草天皇紀の贊」では北条時宗であった。時宗は弘安七年（一二八四）に死亡し、時の執権は貞時であったから、「後深草天皇紀の贊」が間違えているのである。

『大日本史』は紀伝体の書であり、伝記集である。¹⁰⁾それも史料に基いて簡潔に叙述する方針であった。従って、右に引用した後深草・亀山の両本紀は、それぞれに本人の関る部分だけを簡潔に記したのであって、それ自体に問題はない。しかし、これでは浅原一件に関する事件処理の全体像は見えて来ない。ところで、『大日本史』にはもう一ヶ所、この事件を記した所がある。当の「浅原為頼伝」である。彼の伝記は叛臣伝にある。そこには、次のように記されている。¹¹⁾

為頼の宮闈を犯すや、世に言ふ、上皇の為さしむる所なりと。権大納言藤原公衡、後深草帝に奏し、上皇を六波羅に遷すを

請ふ。聴されず。因りて伏見帝の詔を矯め、咎を上皇に帰す。是に於て上皇誓書を作り北条時宗に賜ふ。以て自ら洗雪す。事、是れに由りて解くことをつ。

事件の背景・影響を明らかにするために、事件後の展開全体を簡潔に記したものである。これによれば、事件後に浅原を派遣したのは亀山だとの噂が立ったので、公衡が後深草に亀山を六波羅に移すよう求めたが、許されなかった。そこで公衡は現職の天皇である伏見の詔旨を矯めてまでも、亀山を追求して責任をとらせようとした。そのために亀山は誓書を時宗（貞時の誤り）に送って、自ら潔白を示したので、事件は解決したといっているのである。ここで後深草が許さなかったというのが、賛文にいう「孝友の言」にあたりとみてよい。この経過が正しいとすると、後深草・亀山の本紀は本人の関りだけを記したものであるから問題はないとしても、「後深草天皇紀の賛」の叙述は、史実を正確に反映したものとはいえなくなる。公衡の議に後深草が「孝友の言」を発して事件が解決したのではなく、公衡はその後も亀山への追及の手を緩めず、そのために亀山は貞時に誓書を提出しなければならぬ苦境に及い込まれたからである。事実、というよりは『大日本史』が依拠した史料には、どう書かれているのであろうか。

『大日本史』のこの箇所は、主として「増鏡」に依拠している。そこで次に長文であるが、「増鏡」の当該箇所をみってみる。浅原事件後、亀山の仕業との噂が立つてからである。

中宮の御兄権太夫公衡、一院の御前にて、「この事は、なを、禪林寺殿の御心あはせたるなるべし。後嵯峨院の御處分を引たがへ、東よりかく當代をも据ゑたてまつり、世をしろしめさする事を、心よからず思すによりて、世を傾け給はんの御本意なり。さてなだらかにもおはしまさば、まさる事や出で

もつてごん。院をまつ六波羅に移し奉らるべきにこそ」など、かの承久の例もひき出でつべく申給へば、いといとをしうあさましと思して、「いかでか、さまであらん。実ならぬ事も、人はよくいひなす物也。故院のなき御影にも、思さん事こそいみじけれ」と涙ぐみ見てのたまふを、心弱くおはしすかなと、見たてまつり給て、猶内よりの仰せなど、きびしき事ども聞こければ、中の院も新院もおほしおどろく。いとあはたしきやうになりぬれば、いかはせんにて、知ろしめさぬよし誓いたる御消息など、東につかはされて後ぞ、事しつまりにける。

右のように「増鏡」では、公衡が伏見の詔旨を矯めたとの叙述はないが、大筋で「浅原為頼伝」と同じである。そして、後深草の「孝友の言」で解決したのではなく、その後も公衡の追及は続いた。そのために苦境に立たされた亀山は、関東に誓書を送って一件は解決したのであった。

澹泊によつて後深草は文王に比定されるほどの高い評価を受けた。その論拠は、浅原事件の時の後深草の「孝友の言」である。しかし、この言の位置づけは、『大日本史』の本文とも、その出典の「増鏡」とも違っていた。澹泊は後深草に高い評価を与えるために、史実の順序を変え、この言の効果を潤色して、最大の効果を發揮したかのごとく表現したのであった。

後深草が高く評価されるのに対して、亀山が全く対照的に低く徳の足りない驕泰な天皇と評価された理由は、「亀山天皇紀の賛」に、「帝、既に位を遜りて、後院別当を置き、以て新院を圧す」とあったように、後嵯峨の死亡後に院政を布いて自ら政権を握り、政権を後深草に渡さなかったからである。そして、伏見が即位して後深草が院政を布くと、不満で「怏々の心無きこと能はず」だ

ったからである。このことが「後深草天皇紀の贊」にいう、「太弟、弟たるの道を尽すこと能はず」との断言に連っているのである。

なぜ亀山が政権を維持し、また政権が後深草に移ったことに不満であったことが、道徳的に低く評価される理由となるのであるうか。それは、儒教の基本である五倫の長幼の序に反するからである。後深草は兄であり、亀山は弟である。弟は兄を越えてはならないのである。それ故に批判は亀山にとどまらずに、父後嵯峨にも及び、後嵯峨は弟亀山を愛し、皇統を亀山に伝え、後深草には代わりに膨大な財産である長講堂領を与えたのだが、この判断を批判する。すなわち、「亀山天皇紀の贊」は続けて、亀山の非道徳性は、後嵯峨の「偏愛に牽かれ」た「平均を念は」ない、非道徳な判断に起因すると説くのである。

「亀山天皇紀の贊」を読むと、討幕を自重したことを多少評価しているほかは、全くといっていいほど、評価は低い。また『大日本史』は私生活の側面でも、亀山を非道徳な人物として描いている。すなわち、皇妃伝には次のように指摘されている。⁽¹³⁾

帝、早くより内を好む。年十三、始めて子を生む。長ずるに及び寵嬖日に多し。幸御、度なし。異母妹に通じ、女子を産するに至る。削髪之初め、勉強精修、復た婦人を近づけず。行履一つ僧の如し。新陽明門院以下、廊の御方、讃岐の二位、或は削髪、或は出て家に帰る。而して帝復た敗徳、淫縦益ます甚しと云ふ。

出典は「増鏡」であるが、「敗徳、淫縦益ます甚し」とまで表現したのは、『大日本史』編者の筆誅的評言と認められる。そして、皇妃伝・皇女伝には私通した事実と、その結果出生した皇女が指摘されている。⁽¹⁴⁾

亀山とは、かくも不道徳な人物だったのであるうか。普通亀山

といえば、何よりも思い出すことは、元寇の時に、身を以って国難に代わらんと祈った天皇であることである。『大日本史』にも、「弘安中、蒙古来寇す。帝深くこれを憂へ、御書の願文、大神宮に奉り、身を以て国難に代わらんことを祈る」とある。⁽¹⁵⁾しかし、こつした肯定的な事実は、澹泊が道徳的評価を下す時には、顧慮されていないのである。

逆に最大の讃辞で評価された後深草には、史実として道徳性に問題はないのだろうか。「伏見天皇紀の贊」には、次のように書かれている。⁽¹⁶⁾

後嵯峨上皇、専ら亀山に属意し、其をして世々図録に膺らしめ、後深草の胤をして、復び立つを得ざらしめんと欲す。大公正の道に非ずと雖も、大宮院（まのたけ）面に天語を聞けり。関東に在りては、則ち北条時頼敬みて遺詔を奉ぜり。此れ、宜しく一定して移動す可からざるべき者なり。北条時宗、後深草上皇の憂鬱を見るに忍びず、帝をひ抜きて儲式に居らしむ。其の情を原ぬれば、深く罪す可からざる者に似たれども、遺詔に違ふの責は、則ち辞するを得ず。

ここでは後嵯峨が亀山に皇統を伝えることを決定したことを、「大公正の道に非ず」といいながら、「宜しく一定して移動す可からず」と説いている。君主たる天皇の決定だからである。五倫の第二は君臣の義である。それにもかかわらず、時宗が後深草の「憂鬱を見るに忍びず」、その子の伏見を立てたことに、時宗は「遺詔に違ふの責」を負わなければならないと、その道徳的責任を問うかたちになっている。しかし、ここではもう一人道徳的責任を問われる人物が伏せられている。後深草である。後深草は父の決定に「憂鬱」し「不満」だったのである。『大日本史』にも、後宇多が帝位に即いたことに、後深草は「益ます憂鬱」と書かれ、

そして子の伏見が皇太子になつてはじめて、「是に於て帝の意釈く」と書かれて¹⁷いる。明らかに後深草は後嵯峨の決定に不満であり、従つ意志はなかつた。後深草は父の志に反する意志を持つていたのである。このことは非常に非道德な行為である。なぜならば、五倫の第一は父子の親であり、孝とは何よりも父の志を継ぐことだからである。しかし、澹泊が後深草の道德的評価を下す時には、この事實は顧慮されなかつた。ひたすら「孝友の言」に焦点を合わせ、それを潤色拡大して最高の讃辞を与えたのである。

「大日本史論贊」の後深草と亀山の評価は、あまりに対照的であつた。しかし、その評価は一面的であり、片寄つたものであることが判明した。なぜこのように一個の人格に対して、片寄つた評価をするのであろうか。その理由は、一つには複雑な人間のあり方に対して、道德的な是非・善悪の価値感で単純に割り切ろうとするからである。そしてもう一つ考えられることは、後深草を高く、亀山を低く評価することが、『大日本史』の構成上必要であつたことである。澹泊にいわせれば、史実を理論化したに過ぎないというであらうが、やはりそこに理論的要請が先行している感を否めない。それではそれは、何を意図しているのであろうか。次にそれをみてみよう。

2 北朝正統論

「大日本史論贊」では、持明院統初代の後深草は聖人の文王に比定され、これに対して大覚寺統初代の亀山は徳の足りない驕泰な天皇と評価された。このことの意味するものは、何よりも正統論である。儒教の正統論とは、道德的な正しさと大一統、すなわち国土を安定的に統一していることの二要素から成り立つ。ただし、ここでは、この時点で両統は国土の争奪戦をしているわけではないので、後者を取り上げる必要はない¹⁸。

それでは道德的な正しさとは何かというと、「後深草天皇紀の贊」にみられたように、帝王個人が道德的に正しい行為をすることも重要なことであるが、それは二次的なことに過ぎない。何よりも重視されたことは、血統的な道德的正しさであつた。それは長幼の序に反しないことである。それ故にこそ「後深草天皇紀の贊」において亀山は、「大弟、弟たるの道を尽すこと能はず」と批判され、さらに「亀山天皇紀の贊」ではより明確に、「帝、既に位を遜りて、後院別当を置き、以て新院を庄するは、此れ誠に何の心ぞや」と、政権を渡さなかつたことを批判されたのであつた。そして、そこにとどまらずに、亀山に皇統を譲るつとした後嵯峨も、「偏愛に牽かれて、鴈鳩の平均を念はず」と、偏つた判断をしたと断言された。さらにそれは、「伏見天皇紀の贊」ではより強く、「大公正の道に非ず」とまで表現されたのである。

儒教的な判断規準によれば、後嗣の決定は本人の道德性に問題がない限り、長幼の序に従うのが当然であつた。『大日本史』の本文において、後深草の子伏見を立てた時の時宗の判断規準として、「北条時宗以^{おもへ}爲らく、^{後深草}上皇は身正嫡に居り、雅に失徳なし。宜しく其の胤をして天位を踐ましむべし」と記されているのも、単に史料に基いて記したのではなく、このことを確認するための意味が含まれていよう。

後深草は兄であり、亀山は弟であつた。そして後深草は、「後深草天皇紀の贊」では潤色拡大して強調していたが、道德的に優れた人物であつた。少なくとも時宗の言のように、道德的に問題のある人ではなかつた。儒教的な正統論からいえば、後深草はまさしく正統的な後継者たるべきなのである。

後深草は道德的に優越した正統的な継承者であつた。しかし、父後嵯峨は皇統を亀山に譲ることを決定した。このために退位後

も龜山が政権を渡さなかったことに示されているように、龜山の皇統「大覚寺統は、後深草の皇統」持明院統を圧倒する勢いであった。しかし、後深草が道徳的に優越した人物であるといふことは、『大日本史』的な世界では、以後の歴史の展開のなかで大きな意義を持つことになる。なぜならば、儒教的歴史観にあっては、名分論のなかの人の正名と天の応報が重視されるからである。

応報の思想とは、人の善悪の行為は必ず報われるという考えである。しかし、一生の間に報われないこともある。その場合、余慶・余殃の論理が作用する。すなわち、人の善悪の行為はたとえ一代の間に結果しなくとも、その禍福は必ず子孫に結果すると説く。そして、儒教とは父子の親が五倫の第一であることから理解されるように、何よりも家の繁栄を願う思想である。それ故に、ここにいう禍とは何よりも家が亡びることであり、福とは家が栄えることである。

儒教的歴史観の書である『大日本史』は、もちろんこの論理によつて構成されている。その典型は、新田氏と徳川氏の関係である。「新田義貞伝の贊」には、次のように記されている。²⁰⁾

義貞の匡復の心、少しくも解弛せず、天地に誓ひて以て心と爲し、鬼神に質して疑ひ無し。不幸にして、勢去り、時、利あらず、智勇俱に困り、之に繼ぐに死を以てす。其の子姪、皆能く戈を枕にし肝を嘗め、屢々勤王の師を興すも、卒に摧残・流亡に帰す。豈、天に非ずや。其の高風・完節に至りては、当時に屈すと雖も、能く後世に伸ぶ。天果して忠賢を佑けざらんや。其の、足利氏と雄を争ふを觀れば、両家の曲直、赫々として人の耳目に在り。愚夫愚婦と雖も、亦能く、新田氏の忠貞たるを知る。寧ろ此を為すとも、彼を為さず。亦、人をして邪正を弁じ取舍を決して、義に嚮ふことを知らしむ

るに足る。其の関係する所、豈、鮮少ならんや。

義貞以下、一族離散に至るまで南朝のために忠節を尽した新田氏を称讃し、その道徳的正しさは「愚夫愚婦」も知ると指摘している。そして、そこにとどまらずに、「当時に屈すと雖も、能く後世に伸ぶ」と述べている。これは新田氏の後裔を自称する徳川氏が、新田氏の余慶によつて天下を取ったことを意味しているのである。『大日本史』においても、義貞は比叡山から越前に落ちて行く時に、日吉の神に次のように祈ったといふ。²¹⁾

神、尚ほ垂護あらば、臣をして先途恙なく、再び義軍を振ひ、以て兇賊を滅ぼすことを得せしめよ。然らずんば、必ず子孫をして克く國に報ひ、家を起す者有らしめよ。

もちろんこの論理は皇室にもあてはめられている。壬申の乱に敗れた大友皇子が皇位に即いたと認めたことは、『大日本史』の三大特筆の一つであるが、その勝者である天武の皇統は称徳で絶え、その次の光仁からは天智の皇統に復する。このことを「光仁天皇紀の贊」では、次のように記している。²²⁾

蓋し天武の統は、称徳に至りて絶え、帝の踐位するに及びて、方めて天智の統に復するを得たり。中宗の功德の人心に在りて、終に混ぶ可からざること、夫れ、豈、人力のみならんや。

水戸学では天智を中興の英主として称え、「中宗」と称する。すなわち、反乱を起こして皇位に即いた天武の皇統は、その余殃によつて称徳で絶え、一方、大化の改新とその後善政を施した天智の皇統は、その余慶によつて皇位に復したと説いているのである。

そもそも三大特筆の一つとして、大友が皇位に即いたと認めたことは、天武が反逆を犯したと認めることであった。天皇に対し

て反乱を起こすことは、最もあるまじき非道徳な行為である。それ故に、たとえ人によってかくのごとき非道徳な行為がなされたとしても、必ずや天はそれを見過すことはないとは、儒教的歴史観に基く彼らの固い信念であった。澹泊は「天定勝人」において、より明白に次のように記している。⁽²³⁾

天武帝、天智帝の盟に背きて、大友帝の天下を虜取す。祚を伝ふること数世、孝謙帝に至りて、天武の統絶ゆ。光仁帝諸王を以て登極し、方めて天智の統に復するを得たり。天智より光仁に至る、実に十一世なり。中略 蓋し、天智は中興の良主、三善清行これを称して中宗となし、以て太祖神武天皇に配す。これをして絶て胤なからしむれば、すなはち、善をなすもの阻まる。天定りて亦よく人に勝つ、その理、固より^{たが}爽はざるなり。

道徳的に優越した者の血統は、時代の流れのなかで劣勢に立たされようとも、流落しようとも、遂には栄えることが結論づけられるのである。そして、この余慶・余殃の論理と正統論とが結び付くと、道徳的に優越した正統の皇統は、一時的に劣勢になり、また地位を失おうとも、遂には皇統は正統に帰することが結論づけられるのである。もちろんこの論理は、当然持明院統と大覚寺統の対立、南北朝の道徳的評価にも適用される。

『大日本史』は南朝正統論の書であるといわれる。しかし、右に考察したように、『大日本史』は北朝正統論の書なのである。より正確に表現すれば、確かに表面南朝正統論を主張したのであるが、理論的にはその根底に北朝正統論が伏在しているのである。そして、皇統は持明院統＝北朝に帰することが前提にされているのである。

3 北朝正統論は光圀の思想

右にみたように、『大日本史』には北朝正統論が根底に伏在している。そこで次に問題としなければならぬことは、それは光圀の思想であるといえるか否かである。右の考察は、安積澹泊の「大日本史論贊」を中心になされた。澹泊は光圀の意を体して編纂に努力したといっても、光圀その人ではない。その上、光圀は北朝正統といわなかったばかりか、南朝正統論に強く固執した人であった。一体当時の朝廷は北朝の子孫であったし、時宗の言にもあったように、持明院統は嫡流であり、後深草に道徳的な問題点はなかったから、北朝正統論は儒学者のみでなく、当時に至るまで一般的常識的な見解であった。光圀の史臣も同様であった。それ故に史臣のなかには、光圀に南朝正統論の訂正を迫る者もあつた。これに対して光圀は、次のように答えた⁽²⁴⁾と伝えられる。

これ計は某に許してよ。当時後世われを罪する事をしるるといへども、大義のかかるころいかんともしがたし。

光圀にとつて南朝正統論は大義に関する強い信条であつたといえる。それ故に、『大日本史』に北朝正統論が読み取れるとしたならば、それは光圀没後に澹泊らが操作した結果なのではないかとの疑問が生じる。その可能性は一でも述べたように、『大日本史』の紀伝の完成後は、朝廷と幕府への献上が目指されていたのであるから、十分考えられる。それ故に、私の史料批判のあり方が問題となる。

私は百王本紀が光圀の生前の元禄一〇年（一六九七）に完成していたことから、内容的に光圀の承認したものと前提した。しかし、改訂作業はその後も、澹泊の死亡時まで続けられた。それでは、どのような作業をしていたのであろうか。享保十九年（一七三四）に澹泊は家老の伊藤玄蕃に送った書簡のなかで、次のように述べている。⁽²⁵⁾

誤字落字八誰も見出し之事二而御座候。文路之吟味第一專要之儀と奉し存候。

すなわち、一つには誤字・落字の点検である。そして、より重視されたのが「文路之吟味」である。「文路」とは何か。それはおそらく文章の筋道の運び具合であろう。いいかえれば、正確な文章になっているか否かである。澹泊らは、こうした校正作業に励んだのである。しかし、作業はそれだけではなかった。特に享保五年（一七二〇）に幕府へ献上するまでは、かなりの改訂をしたようである。たとえば、宝永六年（一七〇九）に酒泉竹軒と連名で大井松隣・中村願言に宛てた書簡に澹泊は、次のように記している。⁽²⁶⁾

後醍醐本紀校正補入等多有之、甚混雜いたし候間、近日再校被_レ成清書為_レ致直し、可_レ被_二指置候と被_二思召候。

後醍醐本紀を清書し直すほど、「校正補入」したと述べている。今日、これらの改訂作業を跡付けることは、ほとんど不可能である。一に述べたように、この時期の澹泊らは將軍伝を立てるなど、「大日本史」の全体構成を変えている。朝廷・幕府への献上のためであり、それはすなわち、北朝正統論にとって有利な処置であった。それ故に本文の改訂作業も、一字の筆誅や簡潔ながらも北朝に有利な史実の挿入といったことが行われた可能性は、十分ありえたとみなさなければならぬ。

しかし、その水準は光圀の方針と矛盾するものではなかったと推測できる。先に具体例として浅原事件の本文を検討したが、ここではそれぞれが関つた限りに於いて、簡潔に記されていた。確かに「後深草天皇紀の贊」において澹泊は、史実⁽²⁷⁾「大日本史」の本文を潤色拡大して後深草を称讃した。これは本来あるまじきことなのだが、逆にいえば本文の中立性、史実に基き簡潔に記す

方針が守られていたことを意味する。澹泊は後深草を高く評価したいという意識が、贊文では先走ってしまった。しかし、そうした感情は本文作製時には許されなかったのである。このことは、もちろん後醍醐本紀をはじめとする本文のほかの箇所でも同様と認められる。むしろ四に述べるように、後醍醐により不利な記述が私には目に着く。そして、何よりも重要で見逃すことができないことは、龜山が非道徳であると判断された理由は、弟であり、長幼の序に反する行為をしたからであるということである。長幼の序、それは光圀の生涯を決した道徳規範であった。同時にこのことは、光圀が北朝正統論者であったことを意味する。

光圀は兄を越えて水戸藩第二代藩主になったことを憂えて、兄の子に家督を譲ることを決意した人である。このことは彼の生涯の課題であった。元禄三年（一六九〇）二月四日、家督を少将綱條に譲り、無事隠居を果して水戸に戻った光圀は、家臣達を城に集め、このことに関して次のように述べた。⁽²⁸⁾

少将は何れも存候通、我嫡脉にて候間、早速家を譲り度と数年存候。此段は我等家督以前よりの存念にて、先年靖伯（綱方君）を養子として世継になし候所に、不幸にして早く卒す。されども能時分少将を養育いたし置、此度本願の通家督を譲り候。此段私事故、公儀に申立なりかたし。年月を送り候所に、時節ケ様におもふまゝに成候事天命に叶ひ候と、一生の本望これに不_レ過候。

光圀は「嫡脉」に家督を早くから譲りたかった。そして六三歳になって隠居して、はじめて「本願」を達し、「一生の本望これに不_レ過候」と述べている。兄頼重の血統を「嫡脉」といったのは、もちろん長幼の序の道徳規範に基いている。このような私的理由で家督を譲ることは公儀に憚りがあるので、「一生の本望」

となり、隠居することでやっと達成できたと言っているのである。光圀は「嫡脉」、いいかえれば正統な血統に水戸家の家系を復することに、生涯をかけたのである。

兄の子に家督を譲る決意は、一八歳立志の時の誓いであった。そこから光圀の学問研究、そして『大日本史』編纂事業は始まる。⁽²⁸⁾長幼の序の道德規範に反して世子になったこと、藩主になったことは、かくも大きく光圀をとらえていたのである。光圀の生涯は、長幼の序と共にあったといっても過言ではない。

光圀は、一生長幼の序に縛られていた。長幼の序、これは先に分析したように、澹泊の北朝正統論の論拠であった。光圀の信条は北朝正統論と矛盾しないのである。むしろ光圀のこの信条を素直に南北朝正統論に結び付けるならば、光圀は北朝正統論と認めざるを得ない。嫡流である兄の子に家督を伝えようとした光圀が、弟の家である南朝大覚寺統を正統と認めるはずがないのである。

それにもかかわらず、光圀は南朝正統論を唱えた。それは本項のはじめにみたように、「これ計は某に許してよ」といったと伝えられるほど、論理というよりは信条であった。なぜ光圀は、南朝を正統と認めたのであろうか。それは現職の天皇である後醍醐が、朝権を回復するために率先して戦い、そして持明院統に讓位する意志を持たなかったことに、その時点での名分論的正しさを認めたからである。そしてそれ以上に、光圀は「君、以て君たらざるといえども、臣、臣たらざるべからず」と、⁽²⁹⁾致仕するにあたって綱條を戒めている。光圀は、天皇に多少の問題があつたとしても、臣下たる日本人は、君主たる天皇に忠節を尽さなければならぬと考えていたのである。そして、ここには理論的な問題がある。すなわち、先に儒教的歴史観では人の正名と天の応報が重視されると述べたが、光圀の思想には人の正名は成り立っていない。

い。名分を正すという行為は否定されていて、ひたすら君主への忠誠が求められているのである。この発想は儒教から来たものではなく、日本的な武士の思想から来していると認められる。⁽³⁰⁾

光圀の南朝正統論は、武士的な絶対服従の思想に由来している。光圀はこの絶対服従の思想を推奨することに意義を認め、表面南朝正統論を唱えたのである。その一方で、儒教的道德規範を普遍的なものとみなしていた光圀にとつて、北朝正統論は論理的必然であつたばかりでなく、自己の信念からしても好ましいものであつた。しかし、それは『大日本史』が日本人に何を訴えるかを考えた時に、表面から退けられ、根底に伏在させられたとみなさなければならぬ。

光圀の『大日本史』編纂事業は、儒教的概念に理論的に負っている。しかし、編纂を始めた直後から光圀が直面した問題は、それと日本的なあり方との矛盾であつた。⁽³¹⁾『大日本史』の編纂方針は光圀の時代から、たびたび変更されている。そして、光圀晩年以後は名分論的厳格さが緩和された。その根底には、この矛盾がある。そして、その最大の矛盾が南北朝の問題であつたのである。ここでの問題点に即していえば、表面唱えられた日本的な道德観に基く南朝正統論と、根底に伏在させられた儒教的道德観に基く北朝正統論とを、いかに調和させ表現するかである。しかしこの問題は、光圀の訴えたい点を読者に、より正確にいえば読者というよりは、『大日本史』の声望を聞いて、そこから影響を受ける人々に、誤解されないために隠されたに違いない。漢文で書かれた大著『大日本史』を読む人は少なく、歴史的事実が示すように、一般的には南朝正統論のスピーカーに酔いしれるのである。それ故に北朝正統論が根底に伏在することは、早くから口外することすら禁じられたに違いない。そして、元禄年間に彰考館員が世代交

代するなかで、特に優秀な人材が次第に失われていくなかで、こうした事情も忘れ去られてしまったと思われる。

しかし、若くして朱舜水の門に入り、天和三年（一六八三）より編集であった澹泊は、この間の事情を知っていたに違いない。南朝正統論が唱えられた理由と、光圀は論理的にもまた一生のあり方からいっても、北朝正統論者であることを知っていた澹泊にとつて、もともと北朝正統論が伏在している『大日本史』の改訂作業に、光圀の方針に反してまで筆を加える必要はなかったであろう。そして、理論的に要約する「大日本史論贊」においては、北朝正統とは直接記さなかったけれども、その趣旨を記したのである。

詳しい経緯は明確に出来ないが、南北朝の扱いが今日見られるようなかたちになったのは、右のような事情によると思われる。光圀は『大日本史』編纂の目的を明示しなかったことによく示されるように、謎の多い人物である。寵臣藤井紋太夫を誅殺した一件も、真相は伝えられていない。秘密に付したからである²⁰。光圀は自分の人生の重大事に関して、秘密主義を採ることによって自ら神秘化した人といえる。

光圀が南朝正統論を唱える一方、北朝正統論者であったことは紛れもない事実である。しかし、光圀は北朝正統とはいわなかった、と人はいうかも知れない。しかし、光圀は他の編纂書において、明らかに彼が北朝正統論者であることを明示している。そこで次にこのことを明らかにし、光圀が北朝正統論者であったことを、より確かに確認しよう。

三 他の編纂書にみる北朝正統論

光圀が北朝正統論者であることを明示しているのは、『扶桑拾葉集』と『礼儀類典』である。いずれも六八種に及ぶという光圀の編纂書のなかで、最も重要な書籍である。『扶桑拾葉集』全三〇巻は、仮名が成立してから光圀の時代までの和文の名文集である。各巻首には『大日本史』と同じく、「参議従三位兼行右近衛権中将源朝臣光圀編集」と、光圀の署名がある。延宝六年（一六七八）に完成し、朝廷に献上されて勅撰に準じられた。元禄一四年（一七〇一）に版行されている。『礼儀類典』全五百巻は、朝廷儀礼に関する記事を、平安から室町までの主として公卿の日記から、項目別に年代順に網羅したものである。これも『大日本史』と同じく各巻首に、「権中納言従三位臣源光圀編輯」と署名されている。元禄一四年に完成し、享保一七年（一七三二）に朝廷に献上された。それではこれらの一書には、どのようなかたちで光圀の北朝正統論が表現されているのか。次に具体的に見て行く。

1 『扶桑拾葉集』にみる北朝正統論

『扶桑拾葉集』巻一は、一一一代集と「新葉和歌集」の序文を収める。このうち南北朝時代の至徳元年（一三八四）に北朝の手になる「新後拾遺和歌集序」には、義満を称える次のような一文がある。

しかのみならず、征夷大将軍左のおほいまうちきみ^(大)、かたいとのみたれしをおさめ、かけ草のおとろへしをおこして、ほかに八すみ^(八)をまもり、うちには万のごとわりをたすく。まことに君も臣も身をあはせたるおりなるへし^(新)。

南北朝の動乱を平定する義満を簡潔に力強く称えているといえる。これに対して、その前には南朝の宗良親王が弘和元年（一三八一）に著わした「新葉和歌集序」を収めている。南朝の勅撰と

みなしたからであろう。そのなかで南北朝に関する叙述は、次のようである。

しかあるを元弘のはしめ、秋津島のうち、波の音静ならず、春日野のほとり、とふ火のかけしはくみへしかと、程なくみだれたるを治めて、正しきにかへされし後は、雲の上のまつり事、さらにふるきあとにかへり、あめのしたのたみ、かさねてあまねき御恵をたのしひて、あしきをたいらけそむくをうつみちまで、ひとつにすへをこなはれしかと、一度はおさまり、一度はみたるが世のことはりなればにや、終にまたむかし唐土に江をわたりけん、世のためしにさへなりにたれと、ちはやふる神代より、国をつたふるしとなれる。みくさのたからをもうけつたへましく、大和唐土につけて、もろくの道をもおこし、をこなはせ給、おほんまつりことなりければ、伊勢の海の玉も、光ことにあさか山の言葉も色ふかきなん。

建武の中興を「正しきにかへされし」と述べるが、その後は「一度はおさまり、一度はみたるが世のことはり」と、南朝の劣勢を反映して力弱い。三種神器に言及しても、伊勢の神の加護を祈る口調である。

『扶桑拾葉集』は、古文をそのまま載せているだけで、何らの解説も評論もない。同じ時期に編纂された二つの和歌集の序文を並べて収めているが、そこには両朝の力の差が歴然と表われて来るのは、半ば当然のことではないだろうか。

巻二以下は原則的に編年になっている。そして、巻一三から巻一九までが対象となる巻である。

巻一三には後伏見の元亨元年（一三三二）の「石清水御願書」と嘉暦三年（一三三三）の「賀茂社御願書」が収められている。

二つの願書は重要なので、全文掲げよう。「石清水御願書」には、次のように書かれている。

これ元亨元年かのとり十月四日きのへたつ、よき日のよき時に、かけましくもかしこきいわし水のくはう太神のひろまへに、をそれみをそれみも申たまはくと申。胤仁わか神のなかれをうけて、あまつ日つきいまにたへす。そはのしやうちやくとして、てんしのくらゐをふむ。しかあるを、わつかに三とせかうちに、つみなくして位をうはるべき。うんのつたなきをしりて、これを神にいのらす、としをくりき。つらくそ八をんわをくれたてまつりしよりこのかたの身のうへをあんするに、木をはなれたる鳥のことし、水をうしなへるつをのことし。ここにはういよくちからをえて、うんをかたふけんとす。これによりてかす仁の親王、りうはつりうんにあたりて、いまにのそみをとけす。しらすもしりうたんせち、そのこいたるか。又しらすうんの時いたらさるか。神明のおうかんにあらず八、たれかこれをわきまへん。ことし八ふるきをあらためて、あたらしきをたつへきてんうんなり。このときにあたりて、うんをひらかんと思ふ。一念のうれへなをてんたうにたつす。いはんや念くのうらみをや。一身のうれへなを神のきくをおとろかす。いはんやそ八おんわのおんねんをや。すてにつかひをとうくはんにつかはして、おもふところをのへんとす。いふところわかちにあらず。神のくちをかる。こたへんところ人のこころにあらず。てんの心ならん。一事一けんわたくしをましへは、神明なふしゆしたまふへからず。ふてにさきたちこころにさきたちて、そのまことあら八、さをさらすして、わかかん一々にしやうしゆせしめたまへ。大ほさつこのしやうを、たいらけくや

表『扶桑捨葉集』巻13～19目次

| 巻 | 葉 | 題 名 | 作者名(家名・号) | 作者生没年(西暦) |
|---------|-------|-----------------|-----------|----------------------|
| 13 | 2～69 | 中務内侍日記 | 中 務 | 13世紀 |
| | 69～71 | 石清水御願書 | 後 伏 見 天 皇 | 正応元～延元(1288～1336) |
| | 71～73 | 賀茂社御願書 | 〃 | 〃 |
| | 73～74 | 御子に贈給ふ古今集序 | 〃 | 〃 |
| | 74～76 | 名和長年に下し給ふ勅書 | 後 醍 醐 天 皇 | 正応元～延元4(1288～1339) |
| | 76 | 李花集の内 | 宗 良 親 王 | 応長元～？(1311～？) |
| | 76～79 | 又 | 〃 | 〃 |
| | 79～80 | 又 | 〃 | 〃 |
| | 80～81 | 又 | 〃 | 〃 |
| | 81～82 | 又 | 〃 | 〃 |
| | 82～83 | 又 | 〃 | 〃 |
| | 83～89 | 千首和歌跋 | 〃 | 〃 |
| | 89～93 | すみよし詣 | 源(足利)義詮 | 元徳2～正平22(1330～1367) |
| 14 上 | 2～3 | 年中行事歌合序 | 藤原(二条)良基 | 正応2～元中5(1320～1388) |
| | 3～28 | おもひのまゝの日記 | 〃 | 〃 |
| | 28～31 | 嵯峨野物語序 | 〃 | 〃 |
| | 31～37 | 筑波問答序 | 〃 | 〃 |
| | 37～57 | 小嶋のくちすさみ | 〃 | 〃 |
| 14 下 | 2～12 | さかき葉の日記 | 〃 | 〃 |
| | 12～29 | 雲井の御のり | 〃 | 〃 |
| | 30～31 | 愚問賢注序 | 〃 | 〃 |
| | 31～32 | 都のつと跋 | 〃 | 〃 |
| | 32～43 | 雲井の花 | 〃 | 〃 |
| | 43～45 | 白鷹記 | 〃 | 〃 |
| | 45～66 | さ夜のねさめ | 〃 | 〃 |
| | 66～76 | 人にあたふる詞 | 〃 | 〃 |
| 76～79 | 菟玖波集序 | 〃 | 〃 | |
| 15 | 2 | 愚問賢註跋 | 釈 頓 阿 | 正応2～文中元(1289～1372) |
| | 2～11 | 高野日記 | 〃 | 〃 |
| | 11～12 | 骸骨の絵の賛 | 釈 慶 運 | 14世紀 |
| | 12～30 | 都のつと | 釈 宗 久 | 〃 |
| | 30～33 | 言塵集序 | 源(今川)貞世 | 嘉暦元～応永25頃(1326～1418) |
| | 33～36 | 落書露頭序 | 〃 | 〃 |
| | 36～51 | 鹿苑院准后義満公いつく嶋詣の記 | 〃 | 〃 |
| | 51～82 | 道ゆきふり | 〃 | 〃 |
| 16 | 2～3 | 河海抄序 | 源(四辻)善成 | 嘉暦元～応永9(1326～1402) |
| | 3～37 | 伊勢大神宮参詣記 | 坂 士 仏 | 嘉暦2頃～応永22(1327～1415) |
| | 37～40 | 源氏物語提要序 | 源(今川)範政 | 正平19～永享5(1364～1433) |
| 17 | 2～40 | 相国寺塔供養記 | 藤原(一条)経嗣 | 正平13～応永25(1358～1418) |
| | 40～69 | 北山行幸記 | 〃 | 〃 |
| 18 | 2～4 | 七百番哥合序 | 藤原(花山院)長親 | ?～永享元(?～1429) |
| | 4～8 | 仙源抄跋 | 〃 | 〃 |
| | 8～13 | 両聖記 | 〃 | 〃 |
| | 13～14 | むくさの種の序 | 後 小 松 天 皇 | 永和3～永享5(1377～1433) |
| | 14～25 | 鹿苑院准后義満公をいためる辞 | 藤原(飛鳥井)雅縁 | 正平13～正長元(1358～1428) |
| | 25～28 | 後小松天皇升遐の記 | 〃 | 〃 |
| | 29～51 | 富士紀行 | 釈 堯 孝 | 文中元～享徳4(1391～1455) |
| 19 | 2～34 | 椿葉記 | 後 崇 光 院 | 文中元～康正2(1372～1456) |

すらくくつけたまひて、ときはかきはに、夜のまもり日のま
もりに、まもりさいはひたまへと、をそれみをそれみも、申
たまはくと申。

一部判読できない所がある。私は近世の版本の『扶桑拾葉集』
によっているが、これにはかなりの誤りがある。それを今日の活
字本によって補つと、傍線1は、「王」であり、2は「王先王に」
であり、3は「王せん王」である。

元亨元年（一一三二）は、後醍醐が即位してから三年である。
三年で退位させられた後伏見としては、感慨深い年であった。そ
の上、子の量仁（後の光厳）は皇太子にもなっていない。後
伏見以後皇位は、後二条（大覚寺統）、花園（持明院統）、後醍醐
と、両統が交代で即いて来たのに、後醍醐に至って皇太子には、
大覚寺統の正嫡邦良親王が立ったのである。この事態に後伏見は、
「一りうたんせち」の危機感を持った。大覚寺統に対する反感は
想像以上のものがある。「うらみ」といい、「おんねん」といつて
いるほどである。ところで、後伏見は神に祈るにあたって、いか
なる資格で祈っているのか。それは、「胤仁（後伏見の諱 注吉
田）わか神のなかれをうけて、あまつ日つきいまにたへす。そ王
のしやうちやくとして、てんしのくらゐをふむ」者としてである。
すなわち、神代以来の皇統の「しやうちやく」、正統な継承者と
して祈っているのである。この願文は何よりも持明院統が正統な
皇統であることを確認している史料なのである。

嘉暦三年（一一三二）の「賀茂社御願文」も、同様の趣旨であ
る。全文は次のとおりである。

これ嘉暦三年としのついでつちのへたつ九月四日みつこのえの
ね、よき日のよきとき、太上天皇胤仁、かけましくもかしこ
き賀茂大明神のひろまへに、をそれミくも申たまはく。そ

れをろかなるせいをかへりみるといへとも、あまの日つきを
うけて、くわうとうのしやうりうにあたり。春宮りう八う
のうんにいたるまで、すてに神のめくみにあつかる。としす
てにせい人のよはひにおよぶ。せんそのうん、天のさつくる
ところ、そのこいたれり。しかあるを、一八うみちなぎひけ
い、日をひて色をそぶ。むしんのかまへ、神かんさためて
てらしたまはんか。これしかしなから、身のためにして世を
かたふくるにあらずや。あめのした八一人のあめのしたにあ
らず。あめのしたのあめのした也。ほしきままにしやねいを
もちて正るをふたかんこと、神としてあにうけたまはんや。
そもく大明神御めくミを我身にたれたまふこと、この時に
あたりてすいそう一にあらず。これをたのミあふきたてまつ
るに、さらにうんのをそれなし。もとよりのことはり、しせ
んのみちにゆつりて、うんを天にまかするゆへに、かならず
これをひたうにいのらす。この心をのつからくわんたいに
たるといへとも、むたうよこしまのねんりきたとひつよくと
も、神たういかてかしやをうけ正をすてん。もしむたうの
ねんりきつよきによりて、しようたうをたのむ心、くわんた
いのとかなげく。これをすて八、人いよくきほうをさき
とし、国たちまちにほるひうせん。しかあら八しようしきの
神、なにをもちてかそのめいをつき、そのかたちをのこさん
や。わく八うのちかひ、をそらく八むなしきにあるへし。神
もししやねいをうけす八、我ねいしんをもたす。我ねい心を
もたす八、神またすてたまはんや。いのるところわたしなく
八、神かんさをたたすして、そのしるしを見せたまへ。いの
るところもしわたくしまし八らは、我とかをかうふらん事、
いさゝかもいたむところにあらず。たた神に身をまかせたて

まつりて、さらに身をわたくしにせず。この心をあきらけくかゝりたまひて、あやまるどころなく八、しやねいを万里にしりそけて、せいちよくのみちをすすめ、治天のつんたちまちにひらけん。大明神このしやうを、たいらげくやすらげくきこしめして、夜のみもり日のまもりに、まもりさひひはひたまへと、をそれしく申たまはくと申。

嘉暦三年（一三二八）は、後醍醐が即位して一〇年が経った年である。兩統迭立の時にあたる。当時量仁は一六歳、嘉暦元年に邦良の死亡によって皇太子になっていた。しかし、後醍醐は退位しなかった。そこで後伏見はこの願文を認め、量仁が即位するよう祈ったのである。後醍醐に対する反感は一層増大している。「身のためにして世をかたふる」といい、「ほしきままにしやねいをもちて正るをふたかん」といい、「むとうよしまのねんりき」とまでいっている。そして、「ここでも後伏見は、「あまの日つきをつけて、くわとうのしやうりうにあたり」との資格者として祈っている。すなわち、神代以来の皇統の「しやうりう」、正統な継承者として祈っているのである。この願文も元亨の願文と同じく、持明院統が正統な皇統であることを確認している史料なのである。

巻一三は続けて後醍醐の「名和長年に下し給ふ勅書」と宗良親王の「李花集の内」六遍と「千首和歌跋」を収めるが、これらは南朝の人々がいかに苦勞をしたかを偲せても、南朝が正統であることを説いた言葉はみあたらない。なぜか『扶桑拾葉集』には、「神皇正統記」をはじめとする、北畠親房の著作はない。

逆に『扶桑拾葉集』は巻一四の上下二冊が、二条良基に当てられている。良基は当代一の知識人であるが、観応の擾乱のために後光厳が神器なくして即位した時に、尊氏を以て宝劔に擬し、良

基を以て神璽に擬せば足るといったと伝えられるほどの北朝の重臣である。そんな良基であるから、彼の著作は北朝の肯定論と室町幕府への讃辞に満ちている。たとえば、「おもひのまゝの日記」は、次の文章で始まる。

この十とせあまり、おさまりがね侍つるよもの波かせ、名残なくつまりぬれ八、秋津洲のうちしまの外までも、あまねき御めくみをよはざるかたなし。大樹將軍又文治のかしこきあとをししたひて、まつりことをむかしにかへさんというねかひの、あさからされは、あらゆる神々もこの心中をこそなにして、我国をまほり武ゑをたすけ給ふなるへし。

一〇余年の間に北朝側が優勢になり、平和が回復して室町幕府が確立して来たことを言寿いでいる。その称讃の高さは、続けて「延喜天曆の御代にもかくはかりや八侍りき。五百年に一との名世に八、たゞけぶこの比のことゝ見へたり」と、表現するに至る。延喜（九〇一～二三三）・天曆（九四七～五七）から四百年余、それに劣らない治政の時代であると絶讃している。これは明らかに醍醐・村上の延喜・天曆の治を理想とし、自ら後醍醐と名乗った後醍醐に対する、敵しいあてつけでなくて何であろうか。もちろん良基にとって南朝軍は「凶徒」「小嶋のくちすさみ」であり、將軍は「鎌倉右大将寿永に宝劔西海に沈て後、彼替におほやけの武の御守と成て」「さかき葉の日記」とあるように、壇の浦に沈んだ三種の神器の一つである宝劔の代わりとまで、称えられたのである。そして当然、彼の使用する年号は北朝年号である。『扶桑拾葉集』は劣勢だった南朝、滅び去ってしまった南朝の現実を反映して、表にみるように北朝の人の作品が多い。そして、それらの作品は皆北朝年号を使用している。『扶桑拾葉集』はそれらの北朝年号に、何らの注釈をつけることなく、そのまま記し

ているのである。

そして、『扶桑拾葉集』は「椿葉記」を全文載せる。「椿葉記」は伏見宮家の後崇光院が、皇位に即いた子後花園のために、伏見宮家の歴史と帝王学を説いた書である。伏見宮家は觀応の擾乱の結果成立した。皇位を追われ、さらには財産も失った家であった。そこに残ったものは、激しい正統意識である。本文は次のように始まる。

崇光院八光院第一のわうしにて、こさかの院以来皇統にて
 ます。御さいあわつかに三年、天下ミたれて觀應二年十
 一月七日、南朝より取たてまつりて御くらゐを廢す。同十二
 月廿八日、太上天皇のそんかうをたてまつる。此日光明院に
 はかに御しゆつけあり、御ほつしんときこゆ。そののち伏見
 のほつあんしにて、禪衣をちやくします。長谷寺の御庵
 に御隠居あり。同三年閏二月廿日、南朝の天氣によりて、
 兩上皇新院儲皇直仁親王八幡の軍陣に幸します。南方の
 官軍利なくして、八幡より没落、河内国東条の城に還幸あり。
 同五月にまた大和国加名生の離宮に渡御なる。同八月に光
 院御落飾あり。そののち河州の行宮にして、禪位をちやくし
 ましくて、つゐには山国の御庵二御隠居あり。かしこにて
 崩御なる。さてとう宮八廢せられて、光院第二宮同八月十
 七日踐祚あり。ちくの御ゆつりにもあらず。ふしやうのはか
 らひとして申をこなふ。此宮八妙法院の門跡へ、入室あるへ
 きにさため申さるゝところに、不慮の聖運をひらかせ給て、
 御しそんまて継躰四代にをよへり。さて延文二年二月十八日、
 上皇八ふしみの離宮に還御なる。閑素にてまします。両法皇
 もせんはうも三の還御なる。そもそも長講堂領、法金剛院領、
 熱田社領同別納、播磨国衙同別納等は、後深草院以来正統に

つたはる。しかれ八法皇のゆつりをうけて、上皇崇光御官領
 あり。御堂御領知する諸家みな、このあんに奉公す。

最初に高らかに、「崇光院八光院第一のわうしにて、こさかの
 院以来皇統にまします」と、崇光の皇統が正統の皇統である旨
 が述べられている。しかし、觀応の擾乱のために退位させられ、
 光院・光明の二上皇と皇太子栄仁と光明の皇子直仁とともに吉野
 に連行されてしまった。この非常事態に至町幕府は、妙法院の門
 跡になるはずであった光院の二宮、すなわち庶流の後光院を立て
 た。後光院の即位は、「ちくの御ゆつりにもあらず」、異状な措置
 であった。その後連行された北朝の皇族は皆京に帰った。そして、
 長講堂領はじめとする持明院統の財産は、「後深草院以来正統に
 つたはる」ものである。崇光のものになった。そして、莫大
 な財産を相続した崇光の下に、公卿達は奉公した。しかし、皇位
 は帰って来なかった。正統の誇り高い崇光は、後光院の次には栄
 仁が皇位に即くことを画作した。

さてたいり八ふしみ殿と御中よく申つうせらる。そのころ
 將軍はようせうにて、執事細川武蔵守頼之朝臣、天下の事八
 とりさた申ほとに、たいりに八近き臣とも内談ありて、御
 しゃうこくのさたやうく風聞せしか八、ふし三殿より栄仁
 親王踐祚の事、後深草院以来正嫡にてまします御理運の次第
 を、日野中納言教光卿をちよくしにて、ふけへおほせらる。
 御返事八聖断たるへきよしを申す。承久以来八武家よりはか
 らひ申す世になりぬれば、いかに申さたせらるへきよしを、
 さいさむおほせらる。御理運勿論と八そんし申ながら、たい
 りよりへつして頼之朝臣を頼みおほせらるゝによりて、所詮
 いつかたの御事をもちろひ申まじきよしを申て、つゐに一の
 御子に御讓位ありぬ。武家ひとへに鼻負申うへ八、力をよは

さる次第なり。さるほどに本院^{崇光院後光院}新院たちまち御中^(皇)あしくなりて、近習の臣下も、心々に奉公^(皇)ひきわかる。兄弟の御中にも御位^(皇)のあらしひは、むかしよりある事なれ八、ちからなき事なり。

後光院の讓国の話が風聞されるようになったので、承久以来皇位の決定権を持っていた幕府の管領細川頼之に、再三にわたって働きかけた。栄仁は「後深草院以来正嫡」であるので、即位すべき最もふさわしい人物であると。しかし、返事は「聖断たるべき」であった。頼之は後光院の判断に委ねたのである。後光院からも働きかけがあり、頼之は干渉しない方針をとった。後崇光院は、「武家ひとえに臍負」といつているが、頼之なりの正しい判断であろう。そして聖断は、後光院の子後円融の即位であった。後光院は皇位を返さなかつたのである。かくして崇光・後光院の兄弟の仲は悪くなり、両統は対立関係に陥った。さらに崇光の子孫は追い打ちをくらった。皇位に即けなかつたことは、財産を失うことにつながつたからである。後小松は崇光の没後、長講堂領などを取り上げた。論拠は光院の置文にあった。

光院御^(皇)をき文に、親王踐祚^(皇)あら八直に御相統あるへし。もししからすは、禁裏^(皇)御官領あるへし。たゞし末代南方御治天^(皇)あら八、正統につきて伏見殿の御^(皇)しん、御官領あるへきよし申をかる。しかれともしんわう^(皇)登極の御先途をとけられねは、ちからなき^(皇)たいなり。

「椿葉記」から読み取る限り、光院は栄仁が皇位に即くべきだと考えていたのである。しかし、何等かの事情があつて栄仁が皇位に即かない場合は、後光院が財産も相続するようにと言ひ残したのである。皇位に即いた者が財産を相続する方針である。ただし、光院は両統が争つことになるとは考えなかつたであらう。

そして、光院はもう一つの事態を想定して書き加えた。もし南朝が復権して、持明院統が皇位に即けなくなつた時には、伏見宮家の子孫が相続するようにと。「椿葉記」はここで、「正統につきて」と表現している。寡聞の私は置文本文には正確にどう表現されていたのか知らないが、正統の意味するところ、持明院統における正統だけではありえない。「南方御治天」というあるまじき事態に対する、自家の誇りである。伏見宮家の正統意識が、当然のことながら南朝大覚寺統にも及んでいたことが、改めて確認できる。皇位を奪われ、財産も奪われた崇光の皇統伏見宮家は、三代七年にわたつて隠忍自重の時を過した。そこに脈々として流れていたのは、激しい正統意識だつたのである。

室町將軍の治世を讚美した文章を多く納め、また持明院統が正統であることを記した後伏見の二通の願書と後崇光院の「椿葉記」を、『扶桑拾葉集』は収めている。これに対して南朝関係の文章は数少なく、力弱い。なぜか「神皇正統記」をはじめとする、北畠親房の著作は一片も収められていない。『扶桑拾葉集』は、明らかに北朝正統論の書なのである。ところで、光院は何のために『扶桑拾葉集』を編纂したのであろうか。それは、「上」扶桑拾葉集「表」によれば、古くからの文献が失われ、それにともない「然して思ふに先正の嘉言、泥沙に等しくして棄擲せられ、往哲の懿行、沈埋して彰かならざるを忍ぶ」現状を憂えて編纂したのであり、「伏して願はくは、世に伝へて千載の蒼龜となさん」と希望したのである。それ故に、光院は『扶桑拾葉集』を編纂することによって、北朝正統論を世に伝え、広まることを希望したといえるのである。

2 『礼儀類典』にみる北朝正統論

『礼儀類典』は先にも指摘したように、朝廷儀礼に関する記事

を、主として公卿の日記から抽出して項目別に編年に並べた史料集である。これがなぜ北朝正統論を主張しているかという点、各史料の首に置かれた年号が、南北朝期では必ず北朝年号だからである。その記載の順序は一定している。次のようである。

史料名 曰 年号 年月日 本文

ただし、もし同じ史料が続くならば、史料名と曰は省略される。そして、年号が同じならば年号も、年月も同じならば、年月も省略される。具体的に巻一の北朝年号の初出記事を示す³⁶⁾。

園太曆曰観心二年十二月廿六日

これに続けて本文の記事が来る。「園太曆」は洞院公賢の日記である。そして観心は北朝年号であり、同二年は南朝の正平六年（一三五二）にあたる。もちろん「園太曆」元本の記載様式は、年号をいちいち月日の上に記さない³⁷⁾。光圀が年代を明らかにするために加えたものである。

『礼儀類典』に南朝年号が全く記されていないかという点、そうではない。次のかたちでは記されている。史料は同じ「園太曆」である。

観心三年正月五日、今日於南方御所被_レ行_二叙位_一云云。但非_二御前儀_一無_二聞書_一。後日局務大外記師言送_レ之。

正一位 藤原実守
 従二位 源通冬 資継王 藤原実清
 従三位 藤原公冬 藤原光有 藤原正雄
 正四位下源定能
 従四位上源顕成
 従四位下源顕氏 藤原隆兼
 正五位下藤原季定 源通春
 従五位上藤原隆世

従五位下藤原光氏

正平七年正月五日

南朝の叙位の文書を写したものである。こうしたかたちでだけ、南朝年号は出て来る。しかし、右の史料はもう一つ違った問題を提起している。それは何かというと、前節で「椿葉記」にみたように、観心の擾乱のために観心二年（一三五二）一月に崇光は廃されてしまった。南朝風にいえば、正平一統の時期であり、京都は南朝の支配下にあった。武家方との和議が破れ、戦闘が再開されたのが翌年閏二月である。そして、尊氏が再び京都を回復し、後光厳を擁立したのは八月であり、文和建元は九月二十七日であった。すなわち、この時期北朝は存在しなかったためであり、当然北朝年号はなかったのである。北朝年号が途絶えたのはわずかの期間であったが、光圀はその間に南朝年号を用いることなく、北朝年号を継続して使用したのである。このことは単にわかりづらくなるので便宜の処置であるといった問題ではなく、それだけ北朝正統の意識が強かったことを示しているといえよう。

また光圀は史料中の北朝年号に関しても、何らの注釈を加えずにそのまま記している。典型として「園太曆」文和二年（一三五三）正月五日の記事を示す³⁸⁾。

不_レ被_レ行_二叙位_一例 認聞之年略レ之
 正曆五年正月無_二叙位_一 去_レ在_レ朝日叙位_一被_レ行_レ之故也
 長保二年正月 去_レ年十一月六日 昌子有_レ御事故也
 長元元年正月 宇安宮格異并去_レ年十二月四日 入_レ讓大相國有_レ事故候歟
 同四年正月叙位於_レ陣被_レ行_レ之 右大臣 着_レ陣
 久安五年正月叙位不_レ被_レ行_レ之 依_レ撰政 重_レ勝也
 弘安五年
 同六年 已_レ上_レ兩年依_レ神木入_レ浴也

| | |
|------|-----------|
| 正応五年 | 神木勳歴也 |
| 永仁三年 | 同 |
| 嘉元元年 | 同 |
| 徳治三年 | 依「神木入洛」也 |
| 正和五年 | 同 |
| 建武四年 | 依「無」公卿領状也 |
| 暦心三年 | 依「神木勳歴也」 |
| 貞和元年 | 同 |
| 同四年 | 依「神木在洛」也 |
| 観心二年 | 依「天下兵革」也 |

右のうち建武四年（一一三七）以降の分が北朝年号になる。史料集であるから改竄はさけるとしても、南朝年号を注記するなど、の処置は何もとられていない。ところで、『礼儀類典』において光圀は極く稀にはあるが、「光圀按」というかたちで注釈を付けている。「園太曆」延文二年（一一五七）正月七日の記事の必要部分を示そう。⁽¹⁰⁾ なお延文も北朝年号である。

今日節会被_レ垂_レ御簾_一出御。国栖坊家奏舞姫。
北陣雜犯等無_レ之_一欵。

○光圀按、此歳神木在洛事見_二元会部_一。

白馬節会に混乱のあったことが記されているが、理由が記されていないので、光圀が「神木在洛」の注記を施したのである。同様に北朝年号の地の文に、南朝年号を注記してもよかつたのではないか。少なくとも南朝正統論の立場に立つならば、そうしなかつたのは、勿論北朝正統論であつたからとみなさなければならぬ。

引用した史料は「園太曆」に片寄ってしまったが、『礼儀類典』のこの時期の引用史料としては、ほかに三条公忠の「後愚昧記」、

近衛道嗣の「後深心院閑白記」⁽¹¹⁾、「愚管記」等がある。もちろん記載様式は同じである。改めてここで述べるまでもなく、元号を奉じるということは、その王朝の支配に服していることを意味する。『礼儀類典』において光圀は、一貫して北朝年号を採用した。この書においても光圀は、北朝正統論であることを表明しているのである。

四 研究目的

表面南朝正統論を唱えた光圀の思想の根底には北朝正統論のあつたことが、十分に納得できたであろう。北朝正統論を伏在させている『大日本史』は、最終的には皇統は道徳的に優越した持明院統に帰すとの前提で構想されているのである。それでは、光圀がより正統な皇統であると認めた持明院統とは、どのような性格の皇統なのであろうか。再び主として「大日本史論贊」に依拠して考察を進めよう。

先に「伏見天皇紀の贊」にみたように、両統の父親である後嵯峨は、次のような決定を下した。⁽¹²⁾

後嵯峨上皇、専ら龜山に属意し、其をして世々図籙に膺らしめ、後深草の胤をして、復_レび立つを得ざらしめんと欲す。

すなわち、後嵯峨は大覚寺統に皇統を伝えることを決めたのである。このために持明院統が皇統でありうるためには、「祚を無窮に伝へんと欲するも、関東に倚りて重きを為さざるを得ず」という状態に陥らざるをえなかつた。伏見はそのために、「故に百方睨警す。而して北条貞時、詔旨に逼られて、後伏見帝を立つ₍₁₃₎」と、貞時をいろいろと諭して、後伏見の擁立を実現させた。「百方睨警」の具体的内容は明らかにされていないが、『大日本史』の

「伏見天皇紀」には、「詭詞を以て北条貞時を嚇す⁽⁴⁴⁾」とある。「詭詞」＝いつわりの言葉の内容は記されていない。一方「北条貞時伝」には、大覚寺統に討幕の潜在意識のあること、持明院統は關東と「同心戮力、太平の化を馴致せん」ことを願う皇統であることを説いた旨記されている。北条氏に大覚寺統の危険性と持明院統の安全性を説いたのである。

持明院統は幕府の支持なくしては、皇統たりえなかつた。その天皇としての実質は、「後伏見天皇紀の贊」に、「帝の立つも、亦北条時宗の力に由る。故に動息、之に違つこと能はず⁽⁴⁵⁾」、「花園天皇紀の贊」に、「帝、關東の建議を以て、伏見の宗を継ぐを得、政理、宸衷より断ずる能はず、皆之を六波羅に決せらる⁽⁴⁷⁾」とあるように、政治的に全く無能な存在であつた。武家政権に擁立された持明院統は、政治的権力としての機能を放棄し、武家に委譲した皇統になつた。大覚寺統と皇位を争うなかで、権力の実質を武家政権に委ねたのである。

それでは武家政権はなぜ成立したのであろうか。『大日本史』と「大日本史論贊」とは、一見政権が朝廷から武家に移つたことを、非道徳なことと批判し、なげいているように読める。確かに名分上、それはありうべからざることであつた。しかし、同時に見過されてはならないことは、平安時代以来の歴代の天皇の失徳・失政が厳しく批判されていることである。院政を始めた白河に対して、「白川天皇記の贊」に次のように批判する⁽⁴⁸⁾。

帝、仁義を施さずして、多欲に是れ務む。仙院に退居し、殆ど四紀を経るも、天子の威令の加ふる所、意の如くならざるは無し。而して牀第修まらず、幾んど倫理を敗る。保元の乱、此に醸成す。諸に鑑みざる可けんや。

その非道徳な行為は、保元の乱の元になつたと批判している。

次に院政を行つた鳥羽も、「鳥羽天皇紀の贊」に次のように批判する⁽⁴⁹⁾。

万機を躬らするに及ぶも、嘉謨・善政、著聞する所無し。而も延暦・興福二寺は、数々兵を交へて闘ふ。列朝、仏を崇び僧を敬ふに由りて、驕傲不法を養成すと雖も、朝憲の廢るること斯の時より甚だしきは莫し。

善政どころか、朝政をマヒさせてしまつた鳥羽、その結果は「遂に京師血を蹀むの変⁽⁵⁰⁾」に至つたと批判している。後白河も「後白河天皇紀の贊」に、保元の乱の時に兄崇徳を流したこと、父鳥羽の喪事をきちんとすませずに兵乱に及んだことの非道徳性を指摘され、さらに次のように批判された。

藤原信頼を嬖寵して、立ちどころに兵革を招き、平清盛に委任して、反つて吞噬に遭ひ、源義仲・源義経に逼られて、源頼朝を討つて誥を下すに至りては、則ち朝令夕改、天下、適従するを知る莫し。大権、關東に潜移して、其の狙詐の術に墜つるを知らず。中材の主も、亦為さざる所なり。中略

摂政兼実、清原頼業の語を記して曰く、「嘗て之を通憲法師に聞く。帝の闇主たる、古今に其の此少なし。叛臣側に在れども、恬として之を省みず。人之を言ふと雖も、亦警むる所無し」と。又藤原俊憲の語を載せて曰く、「法皇は全然晋の恵帝なり。八王の権を争ふこと、今將に遠からざらんとす」と。甚だしいかな、其の之を言ふや。此れ、臣子の擬議す可き所に非ずと雖も、亦當時の公論なり。

厳しい批判である。臣下の統御の道を誤つた後白河は、遂に大権を頼朝に奪われてしまつた。そつた後白河は、「帝の闇主たる、古今に其の此少なし」と批判され、それは「亦當時の公論なり」と断定されたのである。

歴代天皇の失徳・失政を厳しく批判する一方、そのなかから誕生した武家政権に対しては、名分上一定の批判をしながらも肯定的に扱っている。武家政権を始めた頼朝は「源頼朝伝の贊」⁽⁵²⁾に、「頼朝の罪も、亦、已甚だし」といわれながらも、次のように評されている。

其の由る所を窮むれば、則ち朝廷、以て之を啓くこと有るなり。夫れ、王の愼する所に敵して、其の功を獻ずれば、十世と雖も之を宥して可なり。後白川法皇、行家・義経の請に逼られて、追討の勅を降す。頼朝、藉りて口実と為し、奏請して已まざりしは、曲、朝廷に在り、遂に控馭の道を失ふ。

すなわち、歴代天皇の失徳・失政のために乱れた世に、敵愾の師を興して成功した頼朝を褒賞するどころか、「追討の勅を降す」という失徳・失政を繰り返した結果として、武家政権が誕生したことを説いているのである。承久の乱にしても、「北条義時伝の贊」⁽⁵³⁾に、「三上皇を流した、義時の罪は弁を待たずして明かなり」といながらも、次のように評されている。

後鳥羽上皇、驕亢の志を肆にして、不善の政を施ひ、殆ど、生霊をして塗炭に墮さしむ。而して義時は、民、命に堪へざるを視るに忍びず、是を以て屢々詔旨を極みて、天威を触犯す。而して上皇赫怒して、遂に之に兵を加ふ。則ち、義時、天下に辞有り、故に三道より兵を進め、直ちに京畿を犯す。

承久の乱は、後鳥羽の失徳・失政によって起きたとみているのである。これに対して義時の政治は、「海内虞無く、家ごとに給り人ごとに足るを致す。後三条の治、京師に在らずして、鎌倉に在り」と、名君の誉まれ高い後三条の治政に比定されたのである。⁽⁵⁴⁾『大日本史』と『大日本史論贊』とは、承久の乱以後の朝廷は、実質的な権力をほとんど失ったとみている。武家政権が強化され

たことに、肯定的なのである。それ故に、より明確に「北条泰時伝の贊」において、「源親房謂ふ、「承久の事は、其の曲、上に在り。泰時は義時の成績を承け、志を治安に励み、毫も私する所無し」と、斯れ、以て定論と為す可し」と評価されたのである。南朝の忠臣、北畠親房は「神皇正統記」に、確かに右のように北条氏の善政を評価している。⁽⁵⁷⁾ 著名な親房の言葉として、続いて「神皇正統記」は次のように記している。⁽⁵⁸⁾

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、頼朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカハ、日本国ノ人民イカナリナマシ。此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトクヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。

朝廷の失徳・失政に対して武家の善政、こうした考え方は実に親房以後、武家政権肯定論の論拠となるのである。

武家政権は、本来名分上ありうべきではなかった。しかし、歴代天皇の失徳・失政の結果として、必然的に成立しなければならなかったと理解しているのである。南北朝期の後醍醐の関しても、「大日本史論贊」はその失徳・失政を批判する。それにもかかわらず、後醍醐の失徳・失政には、そこに書かれなかった重要なものがあり、その論旨を難解なものにしている。そこでまず長文であるが、「後醍醐天皇紀の贊」の全文を次に掲げよう。⁽⁵⁹⁾

贊に曰く、齊の襄公、九世の讐を復し、春秋之を義とす。帝、北条高時を族誅し、以て三帝播遷の恥を刷く。其の事、襄公より難くして、中興の功業、以て憲を不巧に垂る可し。龜山法皇の属意、此に至つて益々驗あり。而るに足利尊氏、倒戈の功を恃みて、不臣の志を蓄ふ。狡獪桀黠なること、高時に比して、更に甚しきこと有り。故に隱岐の狩は、猶ほ再航の期有りしも、吉野の駕は、永く回轅の日無きは、何ぞや。豔

妻嬖せられて賞罰濫れ、諫臣去りて紀綱紊る。忠臣義士の肝腦、草野に塗るる有りとも雖も、終に之を能く救ふ莫きなり。特だ、惜しむらくは、其の撥乱の才は、以て俊傑を駆使するに足るも、聡叡の蔽はれて、忠・佞を甄別する能はざりしを。延喜の治を復せんと欲するも、其れ得可けんや。蓋し創業既に難くして、守文尤も難きこと、古より皆然り。憂勞は以て国を興す可く、逸豫は以て身を忘る可し。豈、帝未だ之を思はざりしか。然りと雖も、帝の英邁の気は、百たび折るるも撓まず。其の、神器を新王に伝ふるを拒むの語は、義、正しく、辭、蔽なり。而して皇子を出して陸奥を鎮めしむるの語は、文武を分ちて二途と為さず。大いなるかな、言や。中古以来、人主の及ぶ能はざる所なり。恢復の念、挫けて弥々厲しく、崩ずるに臨みて剣を按じ、顧命凜然たり。故に能く神器を嶮嶮の間に擁して、五十余年の基を定む。正統の在る所炳として日月の如し。豈、偉ならずや。

最初に龜山以来の大覚寺統の朝権回復運動を成功させたことを称える。それにもかかわらず、尊氏の反乱に会い、吉野に籠らなければならなくなった理由は、「豈妻嬖せられて賞罰濫れ、諫臣去りて紀綱紊る」、「聡明の蔽はれて、忠・佞を甄別する能はざり」、「逸豫は以て身を忘る」、「失徳・失政のためであった。しかし、後醍醐は中古以来の英主である。意志は強く「撓まず」。神器を渡さなかつたこと、皇子を將軍に任命して陸奥に派遣したことは、あるべきあり方を実行したものである。そして、「恢復の念」は死ぬまで強く、神器を擁して正統たる南朝の「五十余年の基を定む」と論じている。ところで、ここに私は疑問を感じる。なぜならば、一面では後醍醐の朝権回復運動の名分上の正しさを称讃する、それにもかかわらず、中央政権を維持できなくなった建武中

興期の失徳・失政を批判する、そして南遷後の正しき、意志の確かさから、山奥で正統たる「五十余年の基を定む」と説いているのであるが、なぜ朝権回復という名分上正しい行為に対して、一時の失徳・失政を以て、そこには後嵯峨・龜山以来の非道徳性加わるとしても、正統が京都にも残れずに山間の避地で、しかも五十余年という短い時間的限定をふされなければならないのであろうか。それは、名分上の正しき、偉大さと比べるならば、あまりに厳しい冷酷な結末ではないだろうか。そこで考えられなければならないことは、後醍醐の失徳・失政はこれだけではないことである。重要なものが、ここには隠されている。

後醍醐とは、いかなる天皇であつたのであろうか。なぜ討幕を実践したのであろうか。皇系図を一見すればよく理解できるように、後醍醐は後二条の弟である。三で、「椿葉記」の事例を紹介したように、両統の対立といつても、時間の経過と共に四分五裂になつていたのである。後醍醐は大覚寺統の庶流である。この後醍醐はなぜ天皇になりえたのであろうか。それは祖父龜山に愛されたからであり、後二条の子邦良が幼年の上、脚疾があつたからである。後醍醐は、邦良が成人するまでの間の仲継ぎの天皇として、即位したのであつた。従つて即位のはじめ、皇太子は邦良であつた。このことは『大日本史』の「後醍醐天皇紀」でもある程度読み取れるが、より詳しくは「邦良親王伝」がよい。

皇太子邦良、幼名惟善、乾元元年親王と為る。一品に叙せらる。帝崩するに及び、邦良まさに位を襲ぐべし。北条貞時、前に兩宗迭立の議有るを以て、遂に花園帝を立つ。後宇多法皇、深く邦良を憐み、その妃永嘉門院の子なきを以て、命じて邦良を視養せしめ、常に宮中に置く。花園帝まさに嗣を置くべきに及び、議、邦良を立てんと欲す。而して法皇以為ら

く、「邦良方(ま)に脚疾有り。即儲式に升り難し。且つ皇子尊治(後醍醐)はこれ固より先帝(建武)の立てんと欲する所、宜しく先づこれを立つべきなり」と。遂に命じて後醍醐帝を立つ。因りて書を作りて後醍醐帝に与へ、約して曰く、「嗣を建つる日に及べば、固より宜しく邦良を立つべし。もし邦良立つを得ざれば、則ちまさ(あ)にその諸子を択びて、これを立つべし」と。会(あひあひ)、北条高時亦奏す、「宜しく邦良を立てて太子と為すべし」と。文保二年三月、遂に立ちて皇太子と為る。

後二条の崩御後、「邦良まさ(ま)に位を襲ぐべし」とあるように、まさ(ま)に邦良は大覚寺統の嫡流として待遇されていたのである。代わり(か)に後醍醐が花園の皇太子になった時に、必ずその次は邦良かその子が嗣(ついで)ぐことを、後醍醐は文書でもって誓約させられた。しかし、後醍醐はこの約束を守ろうとはしなかった。「邦良親王伝」は続けて言(い)つ。

既(すなは)にして法皇疾(ま)に臥し、大漸、邦良入りて起居す。法皇素より帝(みか)の邦良を愛せざるを知る。窃に為にこれを危ぶむ。邦良を見るに及び、惘然たるものこれを久しくす。因りて口授するに治世の要を以てす。丁寧(ま)に告戒す。中略 法皇竟に崩す。邦良悲慕、追福切至たり。ここに於て有忠を鎌倉に遣はし、密に登阼を謀る。高時すなわち議して邦良を立てんと欲す。

後宇多は病に臥すようになって、自分が死んでしまつたら、後醍醐は約束を守らないに違(ちが)ひないと心配した。後宇多は正中元年(一一三二)六月二五日に死亡した。この時、邦良は近臣の有忠を鎌倉に派遣し、即位の工作をした。幕府内部には支持する者もいたが、成功しなかった。逆(さか)に後醍醐も廢太子の運動をしたからである。後醍醐は自分の子を皇太子にする意志を持っており、そ

のために邦良との関係は悪かった。この間の事情を「藤原定房伝」は、次のように伝えている。

後二条帝崩す。貞時、前議を執り、後伏見帝の皇弟花園帝を立つ。而して儲宮未だ定まらず。或は議するに、「宜しく二条帝の子邦良を立つべし」と。龜山法皇、固より皇孫(後醍醐)を愛す。その禪を受くるを欲す。後宇多法皇と謀る。復た定房を遣し貞時を諭す。ここに於て後醍醐帝、花園帝に継ぎて立つ。後宇多法皇、又邦良の幼孤なるを憐み、命じて後醍醐帝の東宮と為す。而して帝(みか)の意、皇子尊良(後醍醐)を立てんと欲す。毎に邦良と相善からず。後宇多法皇の昇遐するに及び、帝、遂にこれを廢せんと欲す。貞時の子高時、可とせずして止む。いくばくもなく邦良薨す。

正中元年(一一三二)の後宇多の死亡と、後醍醐と邦良の争いが、後醍醐の第一回の討幕計画である正中の変とどう結び付くのか、『大日本史』では読み取れない。ともかく後醍醐と邦良の互に排斥しあつた運動は、共に成功しなかった。ところで、ここで見落(おぼ)してならない重要なことは、後醍醐は大覚寺統の嫡流を排除して、皇統を自分の子孫に伝える意志を持っていたことである。そして、後醍醐は邦良の死亡と共に、再びそれを実現しようとした。邦良は嘉暦元年(一一三二)に死亡する。「藤原定房伝」は続けて、次のように後醍醐の動きを伝えている。

帝、復た皇子護良を立てんと欲す。而して高時、更に後伏見の皇子量仁を立つ。帝怒りて以(おも)て為(な)らなく、「人臣の皇統を与議すること、古に在りては未だこれを聞かず。況んや先朝の遺詔、讒として鏡(か)に懸けたるが如きか。然るに屢々これに違(ちが)ふ。それ天譴をいかんせん」と。乃ち復た定房を遣はし、高時に詔して曰く、「朝廷禪代有ることに、紛々たる往復、窮まり

已むことを有るなし。而して終に天意を厭はず。且つ、後深草の嗣は、自ずと長講堂領有り。登陞の日と雖も、猶ほ併せてこれを保つ。以てその富有を増し極む。龜山帝の胤には、潜龍に復た奉邑有ることなし。甚だ謂なきなり。必ず十年迭立の議を執らんと欲すれば、その在位の十年間、長講堂領を以て吾が宗に附するにしくはなきなり」と。高時、遂に命を奉ぜず。天下、竟に大乱となる。

これによれば、子護良を皇太子にする後醍醐の要望を、高時は認めなかった。後嵯峨の遺詔に反する決定を下す高時に、後醍醐は怒り、それならば長講堂領を皇位に即かない間は、大覚寺統に渡すように求めたが、これも高時は認めなかった。かくして天下は大乱に陥つたと伝えているのである。「大日本史論贊」は後醍醐の討幕計画を、龜山以来の大覚寺統の朝権回復の意志にのみ求めている。しかし、右のように『大日本史』は、後醍醐が討幕を決定した直接的な原因は、自分の子孫に皇統を伝えようと、そうでなければ相応の財産を要求して、それが共に拒否されたためであると伝えているのである。

後醍醐は大覚寺統の庶流であった。それが嫡流を排除して、皇統を奪取しようとした。それは邦良のみならず、量仁も排除しようとしたことから明らかなように、持明院統にまで及ぶものであった。この行為は、もちろん長幼の序に反する非道徳な行為である。そのうえ財産請求がある。余慶は永遠ではない。先に頼朝の敵愾の余慶が十世であったように、マイナス面も含めたその善行の程度に応じて、時間的長さ、質的内容が決められる。後醍醐には、一層重大な非道徳性があった。それ故にこそ、名分上正しい朝権回復運動と確固としたその意志の故に、正統と評価されながらも、本来道徳的に劣つた皇統であった南朝は、時間的に「五十

余年」と短かく値ひみされたとみなされる。そしてまた、中央政権としての地位を建武中興期の失徳・失政によって失っただけでなく、中央に皇統として留まれずに、山間の避地に流寓せざるをえなかったと説くのが、本来の論旨ではないだろうか。名分上の正しさに対して、建武の中興期の失徳・失政だけで、中央政権の座を追われ、中央にも留まらず、五〇年余で滅びるといふのは、あまりにも説得力が足りないのではないだろうか。

それではなぜ澹泊は、このことを「後醍醐天皇紀の贊」に明記しなかったのだろうか。その理由として考えられることは、北朝正統論を秘し、南朝正統論を前面に打ち出す以上、大覚寺統、特に後醍醐の非道徳性を強調することは、一般の人々の混乱を来たすと判断したためであろう。一般の人々は『大日本史』を實際に読むのではなく、歴史上そうであったように、声価を聞いて内容の概略、強調点だけを知り、かくして名分上正しい行為をし、君臣の義を尊重する精神を持つことが期待されたからである。

大覚寺統には、はじめ後嵯峨と龜山の失徳・失政があり、次に後醍醐の失徳・失政があった。そうした大覚寺統が一時的には栄え、朝権回復という名分上正しい運動をしたとしても、遂には滅びることが前提とされていたのである。『大日本史』は、道徳的に優越した持明院統に皇統が帰一した後小松天皇で終わっている。政治的権力たることを希求した大覚寺統と違って、持明院統は権力を武家に委譲した皇統であった。そして、後小松天皇の時代は、三代將軍義満の時代であり、室町幕府の全盛期である。『大日本史』は、政治的権力としての朝廷が消滅したこと、武家政権が揺ぎなく確立したことを結論づけているのである。

名分論を駆使して書かれた『大日本史』の結論は、武家政権が揺ぎなく確立したことにある。この結論は、光圀の『大日本史』

編纂の学問的目的を、明快に物語っている。それは、本来名分上ありうべからざる武家政権の成立を、歴代天皇の非道德性、失徳・失政の結果として成立したことを、名分論の立場から明らかにしようとしたことである。御三家の当主であった光圀は、尊王の人であると共に、当然敬慕の人であった。そうした光圀にとつて、本来名分上ありうべからざる武家政権の成立を合理化することとは、最もふさわしい研究課題であったといえよう。

- (1) 『東京家政学院筑波短期大学紀要 第1集 一九九二年』
- (2) 『大日本史』編纂の光圀の意図』拙著。後期水戸学研究序説(本邦書籍 一九八六年)所収
- (3) 現行の『大日本史』(義公生誕三百年記念会 一九一九年、以下現行本『大日本史』と記す)では公宗と義朝は叛臣伝に入っている。これは幽谷が「修史始末」において、二人を判臣伝からはすしたことを批判しているから。『幽谷全集』(菊池謙二郎 一九三五年)九八、一〇三頁。彼らの時代になってまた叛臣伝に戻したのである。
- (4) 『修史始末』幽谷全集 八五頁。なお「修史始末」は完成した五冊を、「神武より持統の時に至る」と記しているが、現行本『大日本史』を見る限り、列伝の最初の五冊は大化以前の分である。「往復書案」(『茨城県史料近世思想編』三八頁、茨城県 一九八九年)でも同様に記されているから、これは後に巻編成を改めたのであろう。
- (5) 日本思想大系『近世史論集』六二丁六三頁 岩波書店 一九七四年
- (6) 同右書 六二丁六四頁
- (7) 現行本『大日本史』(三) 一三〇―一三二頁
- (8) 同右書(三) 一四六頁
- (9) ただし、本紀は列伝と違って、天皇在職中は天皇が関る国家的行事、事件が編年体で収められている。あた、諸蕃伝は個人ではなく、国である。
- (10) 現行本『大日本史』(八) 一三五頁
- (11) ほかに出典として、「龜山天皇紀」は、「異本太平記」を、「浅原為頼伝」は、「島津

家今川家本太平記」を掲げる。

- (12) 『増鏡』日本古典文学大系『神皇正統記増鏡』(岩波書店 一九六五年)三八七―三八八頁
- (13) 現行本『大日本史』(四) 一六五頁
- (14) 同右書(四) 一六八―一六九、一六九、一七〇、五三五、五三六、五三八頁
- (15) 同右書(三) 一四六頁
- (16) 『近世史論集』 六四―六五頁
- (17) 現行本『大日本史』(三) 一三〇頁
- (18) 大一統の要素が正統論の論拠となった事例としては、林家の『本朝通鑑』が、後醍醐までを南朝を正統とし、以後は北朝を正統としたことがあげられる。
- (19) (17)と同じ。
- (20) 『近世史論集』 一六四―一六五頁
- (21) 現行本『大日本史』(六) 三三四頁
- (22) 『近世史論集』 三六頁
- (23) 『湖亭涉筆』日本儒林叢書 第十一卷 九〇―九二頁 鳳出版 一九七二年
- (24) 『年山紀聞』日本隨筆大成 第一期第16巻 四一〇頁 吉川弘文館 一九七四年
- (25) 『茨城県史料近世思想編』 八五頁
- (26) 同右書 二六〇頁。なお改訂作業は、この後立原翠軒、藤田幽谷らによっても進められた。この場合、幽谷の段階では思想的傾向が前期とかなり違っている。そのため、私がこの論文で現行本『大日本史』を使用する適否が問われる。しかし、幽谷らの思想的特徴は、一つには南朝正統論を強く打ち出したことにある。この意味では北朝系の記事を低く、南朝系の記事を高く、とらえ直そうとしたことが考えられる。しかし、もう一つの特徴は尊王絶対化にある。従って持院院統の天皇に対して、あえて低く書くような努力はしなかったとみなせる。北朝五主の扱いも変えていない。また後期になっても史実(現代の実証性からいえば問題となるにしても)に基いて、天皇に批判的な記事でも本文に記す基本方針は貫かれている。もちろん大覚寺統の天皇に不利な記事は、前期以来のものと認められる。それ故に、本稿に

において現行本『大日本史』を使用することは、有効と判断される。

- (27) 『桃源遺事』、『水戸義公伝記逸話集』 一一三頁 吉川弘文館 一九七八年
- (28) 拙稿『徳川光圀の立志と『大日本史』編纂目的』、『東京家政学院筑波短期大学紀要』第1集 一九九一年
- (29) 『常山文集』、『水戸義公全集』上 一六一頁 角川書店 一九七〇年、『桃源遺事』前掲書 一一二頁
- (30) なお光圀の南朝正統論に関しては、拙稿『徳川光圀の南朝正統論の由来と意味』、『茨城近代史研究』第4号 一九八九年
- (31) 光圀における儒教と日本文化の矛盾に関しては、(28)×(30)の拙稿と、拙稿『扶桑拾葉集』にみる徳川光圀の思想的展開』、『東京家政学院筑波短期大学紀要』第5集 一九九五年
- (32) 拙稿『徳川光圀の藤井紋太夫誅殺一件』、『東京家政学院筑波短期大学紀要』第4集 第1分冊 一九九四年
- (33) 『鎌倉遺文』第三十六巻 一三三丁二三三頁 東京堂出版 一九八八年
- (34) ただし、『大日本史』はこの言を紹介しているが、採用はしていない。現行本『大日本史』四三三頁
- (35) 『常山文集』、『水戸義公全集』上 一七一頁
- (36) 『礼儀類典』巻一 四方拝
- (37) 『圓太厝』、『史料纂集』(統群書類従完成会) 所収
- (38) 『礼儀類典』巻三千 叙位四
- (39) 同右書巻三十六 叙位十停止
- (40) 同右書巻四十三 白馬節会七雨儀
- (41) 『近世史論集』 六四頁
- (42)×(43) 同右書 六五頁
- (44) 現行本『大日本史』(三) 二七四頁
- (45) 同右書(七) 二九六頁 なお出典は『梅松論』である。
- (46) 『近世史論集』 六五頁
- (47) 同右書 六六頁
- (48) 同右書 五頁
- (49) 同右書 五丁五三頁
- (50) 同右書 五三頁
- (51) 同右書 五五頁
- (52) 同右書 一七四頁
- (53) 同右書 一九〇、一九二頁
- (54) 同右書 一九頁
- (55) 『後三条天皇紀の贊』では、後三条の治政を、「炳煥明盛の治、日月の天に騰ぐが如きこと」と形容している。同右書 五一頁
- (56) 同右書 一九九頁
- (57) 『神皇正統記』、『神皇正統記増鏡』 一六〇、一六三頁
- (58) 同右書 一六三頁
- (59) 『近世史論集』 六六、六七頁
- (60) 現行本『大日本史』(三) 二九九、三〇〇頁
- (61) 同右書(四) 四三六、四三七頁
- (62) 同右書(四) 四三七頁
- (63) 同右書(六) 二八七頁
- (64) 同右書(六) 二八七、二八八頁
- (65) とはいっても、我々の眼から見れば、それは常に歴史の現実を合理化する適当な論理に過ぎないものである。